

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

目的の趣旨

- 歴史的な制度・法律・慣習のなかでつくられた、伝統的・固定的な男女の役割分担意識が現在も根強く残っていますが、これらは一朝一夕に変革できるものではありません。女性も男性もともに認め合い、平等に生きるために、政治・経済・社会などあらゆる分野に存在する法律・制度・慣習を変革していく必要があります。
- この行動計画の目的に基づき、施策をより具体化し、計画的に実施するためには、市が一体となり、横断的に取組んでいる庁内の関連部課が連携をはかり、総合的な力が発揮できるよう、推進体制の一層の充実・強化を図る必要があります。
- 男女が安心して働ける環境整備は、市が率先して実践し、男女共同参画関係施策の具体化を図り、市民や企業・事業所、関係団体などが連携し、男女共同参画社会の実現をめざすよう促進する必要があります。
- 男女が個人やグループ・団体活動において、積極的に研修し相互にネットワークを拡げることは、地域活動や社会活動を活性化するためにも重要となることから、主体的に活動できる拠点施設の充実を図る必要があります。また、男女共同参画社会づくりに向け活動する※NGO・※NPOなどの民間活動団体や事業者など、多様な主体と積極的に連携し、人材に関する情報を活用して、市内でグループや団体の活動が活発に展開されるように育成や支援することも必要です。



◆重点課題 1 計画推進体制の整備

➤ 現況と課題

- この行動計画を推進していくためには、行政だけではなく市民や企業・事業所、NPO、関係団体など、多様な主体による連携や協議により実施していくことが重要です。
- 男女共同参画社会の実現を図るには、社会情勢の変化に対応し、女性自らが自発的にあらゆる場に積極的に参加し、社会的な力をつけ、かつ責任を持って、十分に実力を発揮していくことが必要となります。今日では女性の活動の場も広がり、社会参加の機会が増しているものの、すべての女性が実力を発揮しているとはいえない現状があり、今こそ女性も奮起するときです。したがって、男女がともに主体的に活動できる拠点施設の充実や、男女共同参画社会づくりに向け活動する自主グループなどへの活動支援などにより、男女の社会参加を促進する環境づくりが必要です。
- 市では、男女共同参画社会の形成の推進に向け、男女共同参画推進本部の機能を充実し、この行動計画をより実効性のある取組として、全庁的にさらに円滑な推進を図っていきます。

➤ 施策の内容

- (1) 市民参画による行動計画の推進
 - ① 推進状況の公表
 - ② 男女共同参画審議会での取組
 - ③ 行政と市民団体による協働
- (2) 庁内体制の整備
 - ① 男女共同参画推進本部と推進組織の強化
- (3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実
 - ① 拠点施設の充実
- (4) 多様な主体の支援・協力・連携
 - ① 自主活動グループ・団体育成支援
 - ② 多様な主体との連携・協働

◆重点課題2 推進体制機能の充実

➤ 現況と課題

- 野洲市男女共同参画推進条例を平成16(2004)年10月1日に施行しましたが、まだまだ市職員全体に男女平等意識が浸透しているわけではありません。市として、行政内部における男女平等、機会均等に向けた指針の活用を促進し、職員が男女平等意識の視点に立って行政施策を企画・推進することができるよう職員研修の充実を図る必要があります。
- 男女共同参画社会の実現については、市だけでは困難なものも多いため、必要に応じ国・県などへ要請するとともに、協力、連携を図っていくことも必要となります。
- 女性を取り巻く社会環境は大きく変化しており、職場や家庭などの悩みごとの内容も多種多様で複雑化してきています。そのため個人的な解決が難しく、相談する相手もみつけにくい状況があります。このようなことから、さまざまな問題に悩んでいる女性に対する相談機能を充実させ、生活不安の解消や問題の解決に努めていかなければなりません。

➤ 施策の内容

- (1) 庁内機能の充実と職員研修
 - ① 職員研修の実施
 - ② 職員用ハンドブックの活用
 - ③ 定期的な調査・研究の実施
 - ④ 情報の確保
- (2) 相談事業の充実
 - ① 相談窓口の充実
- (3) 財源の確保
 - ① 必要な財源の確保

